

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（平成25年政令第133号）

規制の名称：設置にあたって許可が必要な航空保安施設の種類の改正

規制の区分：新設、改正（**拡充**、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：航空局交通管制部管制技術課

評価実施時期：平成30年3月28日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

(1) 衛星航法補助施設の追加

事前評価時は、内閣府が進めている実用準天頂衛星システム事業のプロジェクトの一環として、衛星航法補助施設の整備運用をPFI事業で実施し、それを請け負うPFI事業者が設置申請をする想定をしていたが、国土交通大臣が衛星航法補助施設を設置し、PFI事業者による当該施設を設置しないこととなった。

(2) レンジ及びZマーカの削除

事前評価時は、レンジ及びZマーカは全く設置しておらず、また、設置される見込みもなかった。現在も、これらの状況に変化はなく、また想定外の影響も無い。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

(1) 衛星航法補助施設の追加

事前評価時は、内閣府が進めている実用準天頂衛星システム事業のプロジェクトの一環として、衛星航法補助施設の整備運用をPFI事業で実施し、それを請け負うPFI事業者が設置申請をする事をベースラインとしていたが、国土交通大臣が衛星航法補助施設を設置し、PFI事業者による当該施設を設置しないこととなった事をベースラインとする。

(2) レンジ及びZマーカの削除

大幅な社会経済情勢等の変化による影響は無い。

③ 必要性の検証

(1) 衛星航法補助施設の追加

現在は国土交通大臣以外の者による衛星航法補助施設の設置計画は無いが、衛星航法サービスの需要は高く、海外においては民間による衛星航法補助施設の設置例があることを踏まえると、航空機の航行の安全を確保するためには、衛星航法補助施設を利用した衛星航法サービスを継続することが必要であり、今後、国土交通大臣以外の者が衛星航法補助施設を設置する可能性はあることから、本規制は引き続き必要である。

(2) レンジ及びZマーカの削除

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は無いことから、本規制を削除（レンジ及びZマーカの削除）する必要性については変化が無い。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

(1) 衛星航法補助施設の追加

[事前評価時の測定指標]

- ・衛星航法補助施設を設置しようとする民間事業者にとって、その設置許可申請に係る費用（国への納付手数料を含む）が生じる。
- ・衛星航法補助施設を設置した民間事業者にとって、その完成検査等に係る費用（国への納付手数料を含む）が生じる。

[遵守費用]

本規制の対象である衛星航法補助施設の設置申請は無いことから、遵守費用は発生していない。

[費用推計との比較]

費用推計時には、衛星航法補助施設を設置する民間事業者を見込んでいたが、実際には民間事業者による設置申請は無かった。

(2) レンジ及びZマーカの削除

[事前評価時の測定指標]

特になし（実態がないことから）

[遵守費用]

レンジ及びZマーカを設置しようとする者はいないため遵守費用は発生しない。

[費用推計との比較]

費用推計時は、レンジ及びZマーカは全く設置しておらず、また、設置される見込みもなかった。現在も、これらの状況に変化はない。

⑤ 「行政費用」の把握

(1) 衛星航法補助施設の追加

本規制の適用実績は無いことから、行政費用は発生していない。

(2) レンジ及びZマーカの削除

行政費用は発生しない。

⑥ 効果（定量化）の把握

(1) 衛星航法補助施設の追加

本規制の適用実績は無いことから、効果は生じていない。

(2) レンジ及びZマーカの削除

レンジ及びZマーカは航空保安施設としての実態がないことから、効果は無い。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

(1) 衛星航法補助施設の追加

本規制の適用実績は無いことから、便益は生じていない。

(2) レンジ及びZマーカの削除

レンジ及びZマーカは航空保安施設としての実態がないことから、便益は無い。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

(1) 衛星航法補助施設の追加

副次的な影響及び波及的な影響は無い。

(2) レンジ及びZマーカの削除

副次的な影響及び波及的な影響は無い。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

(1) 衛星航法補助施設の追加

当初想定していた PFI 事業者による設置計画は無くなったため、費用や効果は発生しておらず間接的な影響も無いが、衛星航法サービスの需要は高く海外においては民間による衛星航法補助施設の設置例はあることから、我が国においても今後、国土交通大臣が衛星航法補助施設の更新をしない場合等は民間による当該施設の設置の可能性がある。また、当該施設を設置した場合の費用は、事前評価時と変更はない想定である。また、設置しようとする衛星航法補助施設が安全上必要な一定の基準を満たすものであるかを国土交通大臣が審査及び検査することによって、基準を下回る状態にある衛星航法補助施設の設置を未然に防止し、ひいては航空機の航行の安全を確保できることから本規制（衛星航法補助施設の追加）は有効である。

(2) レンジ及びZマーカの削除

レンジ及びZマーカは航空保安施設としての実態がない状況に変化は無いため、本規制（レンジ及びZマーカの削除）は有効である。